

衆議院文部科学委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 11 月 12 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 14 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）岐阜市教育委員会教育長	早川三根夫君
全国過労死を考える家族の会公務災害担当	
神奈川過労死等を考える家族の会代表	工藤祥子君
全日本教職員連盟委員長	郡司隆文君
日本労働弁護団常任幹事	
弁護士	嶋崎量君

（質疑者）白須賀貴樹君（自民）、吉川元君（立国社）、浮島智子君（公明）、笠浩史君（無）、串田誠一君（維新）、畑野君枝君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

白須賀貴樹君（自民）

- 岐阜市における 16 日間の夏季学校閉庁日の取組
 - 同取組に対する早川参考人の思い
 - 同取組に対する教職員の反応
 - 改善が可能な点
 - 学校閉庁日に一度も出勤しない教職員の割合を 100%に近づけることの可否
- スクールロイヤー導入の必要性に対する早川参考人の見解
- 1 年単位の変形労働時間制の導入により期待される休日のまとめ取りの利点及び欠点についての郡司参考人の見解
- 教員の働き方改革の取組等に対する工藤参考人の見解

吉川元君（立国社）

- 夏休みにおける業務量の削減に対する岐阜市の取組
- 1 年単位の変形労働時間制の導入による休日のまとめ取りについての工藤参考人の見解
- 過労死が多発する時期の対策としての 1 年単位の変形労働時間制の導入についての工藤参考人の見解
- 近年の教職員定数の改善状況及び小学校における外国語教育の充実による授業数の増加についての郡司参考人の見解
- 労使協定の締結を前提としない 1 年単位の変形労働時間制を導入することについての嶋崎参考人の見解
- 個々の教員の実情とは関係なく都道府県の条例により 1 年単位の変形労働時間制を導入することに対する嶋崎参考人の見解
- 学校現場において、業務量が削減されないまま勤務時間の縮減が求められることに対する工藤参考人の見解

浮島智子君（公明）

- 岐阜市における 16 日間の夏季学校閉庁日の取組

- ア 導入に当たり苦勞した点
- イ 1年単位の変形労働時間制の導入により休日のまとめ取りが可能となる結果、夏季学校閉庁日に取り組む地方公共団体が増加する可能性及び学校閉庁日に一度も出勤しない教職員の割合が100%に近づくことに対する早川参考人の所感
- (2) 本法律案に基づく「指針」による在校等時間の上限設定の効果として学校における働き方改革が推進される可能性に対する郡司参考人の見解
- (3) 教職員の業務量削減のために必要な文部科学省、教育委員会及び学校の取組についての郡司参考人の見解
- (4) 教職の魅力の1つとしての夏季学校閉庁日の設定に対する郡司参考人の見解
- (5) 文部科学省と教育委員会及び学校間の意思疎通を図るための取組についての早川参考人、郡司参考人及び工藤参考人の見解
- (6) 本法律の3年後の見直しの方向性に対する早川参考人、工藤参考人及び郡司参考人の見解

笠浩史君（無）

- (1) コミュニティ・スクールを導入するメリット及び必要性についての早川参考人の見解
- (2) 岐阜市における16日間の夏季学校閉庁日の取組
 - ア 同取組に対する工藤参考人、郡司参考人及び嶋崎参考人の評価
 - イ 同取組の導入による教員の勤務実態の改善効果についての早川参考人の見解
- (3) 1年単位の変形労働時間制の導入後における管理職のマネジメントの重要性に対する郡司参考人の見解
- (4) 教員の勤務実態を正確に把握するための課題についての各参考人の見解
- (5) 本法律の今後の見直しの方向性についての各参考人の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 児童生徒が望む教員との関係性についての早川参考人の見解
- (2) 教員への労働基準法の適用の在り方についての嶋崎参考人の見解
- (3) 在校等時間の上限規制を徹底するための法改正の在り方についての嶋崎参考人の見解
- (4) 本法律案により「見えない労働時間」が生じるおそれ及びそれを可視化するための方策についての工藤参考人及び郡司参考人の見解
- (5) 「見えない労働時間」の可視化を徹底するための方策についての早川参考人の見解

畑野君枝君（共産）

- (1) 公務災害認定の申請において困難であった点についての工藤参考人の見解
- (2) 脳心臓疾患等での死亡が多い時期についての工藤参考人の見解
- (3) 本法律案による1年単位の変形労働時間制の導入
 - ア 学期中の勤務の長時間化を固定化し、長時間勤務が助長されるおそれについての嶋崎参考人の見解
 - イ 条例による同制度の導入が憲法第27条に基づく労働基準法の趣旨に反するとの意見についての嶋崎参考人の見解
 - ウ 同制度の導入を認める法改正によらずとも、夏季休業期間中に連続した休暇を設定できることについての早川参考人の見解
 - エ 教員の休暇制度における始期・終期の変更により、休日のまとめ取りが可能となることに対する早川参考人の見解

- オ 同制度の導入により学期中の勤務時間が更に長くなるおそれについての郡司参考人の見解
- カ 地方公務員には認められていない同制度を、本法律案により教員に導入することについての嶋崎参考人の見解